

茨城県報 第176号

平成2年9月20日

木曜日

目次

告示

	ページ
●受胎調節実施指導員の指定(保健予防課).....	1
●保安林の指定の解除の予定(林業課).....	2
●土地改良事業の廃止の適当決定(農地管理課).....	2
●土地改良事業の工事完了(").....	2
●道路の区域変更(道路維持課).....	3
●道路の供用開始(2件)(").....	3
●換地処分(都市計画課).....	4
●土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所).....	4
●土地改良事業の工事完了(").....	8

公 示

●県営土地改良事業計画(農地管理課).....	8
●開発行為の工事完了(5件)(建築指導課).....	8
●道路位置の指定(3件)(").....	10
●建築許可に関する聴聞(2件)(").....	10
●宅地開発事業の工事完了(").....	11
●厚生大臣指定柔道整復師講習会の実施(柔道整復研修試験財団).....	11

指 示

(水面漁業管理委員会)

●漁業法に基づく指示.....	14
-----------------	----

正 誤

●平成2年4月26日付け茨城県報号外第76号中.....	14
●平成2年9月10日付け茨城県報第173号中.....	15

告 示

茨城県告示第1140号

優生保護法(昭和23年法律第156号)第15条第1項の規定により、次の者を平成2年9月10日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成2年9月20日

茨城県知事 竹内 藤 男

氏 名 坪 井 京 子
住 所 茨城県筑波郡谷和原村台12番地

茨城県告示第1141号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡旭村大字沢尻字後山 2 3 4 の 1 5（次の図に示す部分に限る。） 2 3 4 の 1 9
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を茨城県庁及び旭村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第1142号

一の谷沼土地改良区から平成 2 年 6 月 30 日付けで、申請のあった一の谷地区土地改良事業の廃止については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 変更後の一の谷沼土地改良区定款の写し
廃止すべき土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 9 月 21 日から平成 2 年 10 月 18 日まで
- 3 縦覧の場所 境 町 役 場

茨城県告示第1143号

昭和52年10月15日付けで計画の確定のあった県営渡里地区土地改良事業については、平成 2 年 3 月 31 日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 1144 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成 2 年 9 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 境間々田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡総和町大字北利根 3 番地先から	旧	メートル 最大 12.0	メートル 1,104.0	
		最小 4.5		
猿島郡総和町大字久能字向原 850 番 1 地先まで	新	最大 12.0	1,104.0	バイパス新設による
		最小 4.5		
		最大 35.0	939.0	区域変更
		最小 18.0		

茨城県告示第 1145 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 9 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路線名 県道 境間々田線
- 2 供用開始の区間 猿島郡総和町大字北利根 2 番地先から
猿島郡総和町大字久能字向原 850 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 9 月 20 日

茨城県告示第 1146 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成 2 年 9 月 20 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 新川江戸崎線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡江戸崎町大字古渡 2439 番地先から
稲敷郡江戸崎町大字佐倉 3294 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 9 月 20 日

茨城県告示第 1147 号

南部第一土地区画整理組合施行の南部第一土地区画整理事業については、換地処分があったので土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 103 条第 4 項の規定により告示する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 1148 号

東茨城郡常北町大字石塚 1428 番地の 25 に事務所を置く常北町磯野土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により届出があったので、同条第 17 項の規定により公示する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字増井 842 番地の 2	理 事	松 崎 和 治	
“ “ 大字磯野 32 番地の 1	“	富 永 登	
“ “ 大字上入野 3954 番地	“	浅 川 信 一	
“ “ “ 3773 番地	“	石 崎 竹 男	
“ “ “ 3500 番地	“	浅 川 文 夫	
“ “ 大字磯野 260 番地	“	高 田 昭 一	
“ “ “ 312 番地	“	興 野 進	
“ “ “ 58 番地	“	富 永 和 男	
“ “ “ 55 番地	“	富 永 敏 三	
“ “ “ 66 番地	“	富 永 昌 行	
“ “ “ 101 番地	“	富 永 和 也	
“ “ 大字上入野 4018 番地	“	飯 島 種 夫	
“ “ 大字磯野 43 番地	監 事	富 永 豊 喜	
“ “ “ 98 番地	“	富 永 守	
“ “ 大字上入野 3208 番地	“	浅 野 武	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字増井842番地の 2	理 事	松 崎 和 治	
“ “ 大字磯野32番地の 1	“	富 永 登	
“ “ 大字上入野3567番地	“	小 瀧 茂	
“ “ “ 3291番地	“	久 貝 進	
“ “ “ 3766番地の 1	“	興 野 弘	
“ “ “ 4018番地	“	飯 島 種 夫	
“ “ 大字磯野260番地	“	高 田 昭 一	
“ “ “ 55番地	“	富 永 敏 三	
“ “ “ 26番地	“	仲 田 潔	
“ “ “ 312番地	“	興 野 進	
“ “ “ 127番地	“	江 幡 隆 雄	
“ “ “ 66番地	“	富 永 昌 行	
“ “ “ 43番地	監 事	富 永 豊 喜	
“ “ “ 58番地	“	富 永 和 男	
“ “ 大字上入野3945番地	“	飯 島 信 也	

茨城県告示第1149号

東茨城郡常北町大字石塚1428番地の25に事務所を置く西田川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県水戸土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字増井842番地の 2	理 事	松 崎 和 治	
“ “ 大字石塚2284番地の 3	“	田 上 光 夫	
水戸市藤井町906番地の 3	“	園 部 都	
東茨城郡常北町大字小坂352番地	“	河原井 庄 司	
“ “ 大字下青山498番地	“	所 巳代治	
“ “ 大字勝見沢93番地	“	関 谷 芳 栄	
“ “ 大字春園182番地	“	市 村 友	
“ “ 大字那珂西2549番地	“	関 野 辰 藏	
“ “ “ 1866番地	“	小 山 健	

東茨城郡常北町大字那珂西2105番地	理 事	須 藤 勤
水戸市岩根町925番地	”	小 坏 泰
東茨城郡常北町大字増井1537番地	監 事	柏 功
” ” 大字小坂1182番地	”	河 亦 實
水戸市藤井町934番地の1	”	根 本 義 雄

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
東茨城郡常北町大字増井842番地の2	理 事	松 崎 和 治	
” ” 大字上青山209番地の1	”	鯉 淵 英 夫	
水戸市藤井町906番地の3	”	園 部 都	
東茨城郡常北町大字小坂352番地	”	河原井 庄 司	
” ” 大字下青山502番地	”	所 孝 治	
” ” 大字勝見沢113番地	”	関 谷 俊 興	
” ” 大字春園883番地	”	大 津 一 雄	
” ” 大字石塚95番地	”	大 島 英 次	
” ” 大字那珂西2549番地	”	関 野 辰 藏	
” ” ” 2192番地	”	大 津 四 郎	
” ” ” 1650番地	”	西 野 昭	
水戸市岩根町718番地	”	塙 誠 一	
” ” 1039番地	”	戸 崎 清 治	
” 藤井町678番地	監 事	小田木 保	
東茨城郡常北町大字小坂1182番地	”	河 亦 實	
” ” 大字増井1897番地	”	檜 村 一 美	

茨城県告示第1150号

那珂郡那珂町大字菅谷4456番地の9に事務所を置く那珂中部土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成2年9月20日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 片 山 栄 三

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字戸崎1663—3	理 事	細 谷 勲	
” 瓜連町大字瓜連637—1	”	大 竹 敏 夫	
” ” 大字古徳683—1	”	寺 門 堅 蔵	

那珂郡那珂町大字鴻巣300	理 事	宮 本 雅 二
“ “ 大字飯田757	“	青 山 貢
“ “ 大字菅谷4436-2	“	平 松 正 恵
“ “ “ 3974-2	“	鈴 木 一 雄
“ “ 大字福田898-1	“	吉 原 功
“ “ 大字後台704	“	井 上 俊 夫
“ “ 大字門部1751	“	勝 山 清
“ “ 大字鴻巣2910	“	萩 山 一
“ “ “ 2487-2	“	大 内 房
“ “ 大字南酒出34	“	桐 原 浩
“ “ 大字飯田2185	“	高 島 保 男
“ “ 大字戸3009	“	関 誠
“ “ “ 5484	“	柳 田 誠 次
水戸市上国井町1812	“	綿 引 猛
那珂郡那珂町大字豊喰428	“	浅 川 泰 郷
“ 瓜連町大字瓜連590-3	“	生天目 正
“ “ 大字鹿島1152-6	監 事	萩野谷 甲 子
“ 那珂町大字飯田2544-12	“	横 山 寅 雄
“ “ 大字下江戸937	“	秋 山 正一郎

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
那珂郡那珂町大字戸崎1663-3	理 事	細 谷 勲	
“ 瓜連町大字中里727-3	“	小 坪 未 夫	
“ “ 大字古徳683-1	“	寺 門 堅 藏	
“ 那珂町大字鴻巣1483	“	宮 本 榮 三	
“ “ 大字飯田757	“	青 山 貢	
“ “ 大字菅谷4436-2	“	平 松 正 恵	
“ “ “ 3974-2	“	鈴 木 一 雄	
“ “ 大字福田898-1	“	吉 原 功	
“ “ 大字後台704	“	井 上 俊 夫	
“ “ 大字福田2006-8	“	本 庄 辰 次	
“ “ 大字北酒出104	“	鈴 木 信 之	
“ “ 大字鴻巣2910	“	萩 谷 一	
“ “ “ 2487-2	“	大 内 房	
“ “ 大字南酒出 34	“	桐 原 浩	

那珂郡那珂町大字飯田2185	理 事	高 畠 保 男
“ “ 大字戸3084	“	大 武 孝 一
“ “ “ 5484	“	柳 田 誠 次
水戸市上国井町1812	“	綿 引 猛
那珂郡那珂町大字豊喰428	“	浅 川 泰 郷
“ 瓜連町大字瓜連590-3	“	生天目 正
“ “ 大字鹿島1152-6	監 事	萩野谷 甲子
“ 那珂町大字後台2917	“	海 野 進
“ “ 大字下江戸937	“	秋 山 正一郎

茨城県告示第1151号

昭和62年2月10日付け農管指令第63号をもって認可のあった団体宮延方地区かんがい排水事業については、平成2年3月19日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成2年9月20日

茨城県鉾田土地改良事務所長 海 沼 哲 雄

公 告

●県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鶴戸沼2期地区土地改良事業（湛水防除）につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 県営鶴戸沼2期地区土地改良事業（湛水防除）計画書写し
- 2 縦 覧 期 間 平成2年9月21日から平成2年10月16日まで
- 3 縦 覧 場 所 岩井市、境町、猿島町

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
結城市大字結城字健田12734番3

2 事業主の住所及び氏名

水戸市平須町字新山1828番地35

トヨタオート茨城株式会社

代表取締役 和田 芳 武

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

岩井市矢作字原6番

2 事業主の住所及び氏名

千葉県野田市小山4119番地

鈴木 寿 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島町宮下3丁目3番2, 同番3, 同番4, 同番14, 同番15, 同番16

2 事業主の住所及び氏名

鹿島町宮中5丁目1番17号

株式会社 宮一

代表取締役 宮 本 貴 子

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

下妻市半谷字芝山485番, 490番8, 492番1

2 事業主の住所及び氏名

大分県日田市大字友田820番地1

日豊運輸株式会社

代表取締役 十 時 由 松

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字茂呂字栗久保1332番1, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9, 同番10, 同番11, 同番12, 同番13, 同番14, 同番15, 同番16, 同番17, 同番18, 同番19, 同番20, 同番21,

2 事業主の住所及び氏名

土浦市真鍋一丁目11番15号

都市観光開発株式会社

代表取締役 古 賀 晴 夫

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1583号	2.9.10	株式会社 鳥 久 代表取締役 堀口 久直	水戸市見川2丁目 52番地の4	東茨城郡内原町内原 字門1203番2	メートル 4.20	メートル 31.29
潮土木指令 第449号	"	(株)メルヘン ロッジ (代) 今野 オ一	東京都新宿区新 宿5-17-11	鹿島郡大野村大字棚木 字大野2847-47	4.20	30.60
下土木指令 第905号	2.9.6	早瀬 博	真壁郡協和町大 字新治1970番75	下館市大字横島 字二本松843番3	6.50	33.80

●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成 2 年 9 月 20 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成 2 年 9 月 27 日 午前 11 時
- 2 聴 聞 場 所 つくば市千現 1 - 2 (金属材料技術研究所筑波支所研究本館 3 階会議室)
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
危険物の貯蔵施設の増築
- 4 申請者住所氏名 つくば市吾妻 1 丁目 12 番地の 1
筑波研究学園都市施設管理センター長 国 本 忠 利
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造 8 階建 増築
申請延面積 48,360 平方メートル 既存 10,443.46 平方メートル
- 6 敷 地 面 積 149,839.32 平方メートル
- 7 建築物の位置 つくば市千現 1 - 2

- 1 聴 聞 期 日 平成2年10月1日 午前11時30分
- 2 聴 聞 場 所 古河市大字鴻巣字虚空蔵東506-1, 507-1
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
倉庫の新築
- 4 申請者住所氏名 古河市長谷町38-18
古河市長 小 倉 利三郎
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 新築
申請延面積 367.77平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1,962平方メートル
- 7 建築物の位置 古河市大字鴻巣字虚空蔵東506-1, 507-1

●宅地開発事業の工事完了

茨城県宅地開発事業の適正北に関する条例(昭和47年茨城県条例第46号)第9条の設計確認に係る宅地開発事業について、次の地域の工事が完了したので、同条例第16条第3項の規定により公告する。

平成2年9月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
稲敷郡東村大字釜井字立切200番1, 1800番, 1886番及び同郡桜川村大字甘田200番2, 1799番
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市大町1丁目2番17号
財団法人 茨城県開発公社
理事長 竹 内 藤 男

●厚生大臣指定柔道整復師講習会の実施

柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和63年法律第72号)附則第10条に規定する厚生大臣指定講習会を次のとおり実施する。

平成2年9月20日

財団法人柔道整復研修試験財団
理事長 大 谷 藤 郎

- 1 講 習 会 名 称 厚生大臣指定柔道整復師講習会
- 2 目 的 柔道整復師法の一部を改正する法律(昭和63年法律第72号)附則第10条に基づき柔道整復師の資質の向上
- 3 開 催 期 間 平成2年9月24日(月)から平成3年3月10日(日)まで

- 4 開催会場 別表のとおり
- 5 主催者 財団法人柔道整復研修試験財団
東京都台東区入谷1-7-10タマリスク古谷201号
電話 03-876-8971
- 6 協賛団体 (社)日本柔道整復師会, 全国柔整学校協会
(社)日本医師会, (社)日本整形外科学会
- 7 受講申込先 社団法人茨城県柔道接骨師会
水戸市白梅2丁目2番39号
電話 0292-47-8111~2

別表 平成2年度厚生大臣指定柔道整復師講習会日程表

日	時	会 場	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00
第1日	平成2年9月24日(月)	茨城教育会館 水戸市三の丸1-1-42	開講式	柔整理論					医学総論	
第2日	平成2年10月7日(日)	同 上	医学総論	解剖学					解剖学	
第3日	平成2年10月28日(日)	大宮市ソニックシティ 埼玉県大宮市桜木町1-441		柔整理論					一般臨床	
第4日	平成2年11月4日(日)	茨城教育会館 水戸市三の丸1-1-42		英語	運動学				運動学	
第5日	平成2年11月11日(日)	同 上		運動学					物理学	
第6日	平成2年12月7日(金)	水戸市民会館 水戸市中央1-4-1		社会医学	関係法規			関係法規	心理学	
第7日	平成3年1月27日(日)	茨城教育会館 水戸市三の丸1-1-42		リハビリ				リハビリ		救急法
第8日	平成3年2月10日(日)	同 上		救急法					整形外科	
第9日	平成3年2月24日(日)	同 上		整形外科	物理学			救急法	社会医学	一般臨床
第10日	平成3年3月10日(日)	水戸市民会館 水戸市中央1-4-1		柔整実技					柔整実技	

指 示

(内水面漁場管理委員会)

茨城県内水面漁場管理委員会指示第6号

鬼怒川及び小貝川支流五行川における水産動物の資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第130条第4項の規定に基づく同法第67条第1項の規定により次のとおり指示する。

平成2年9月20日

茨城県内水面漁場管理委員会

会 長 根 本 清 蔵

次の表の左欄に定める期間中、同表中欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる漁具・漁法により水産動物を採捕してはならない。

禁 止 期 間	禁 止 区 域	禁 止 漁 具 ・ 漁 法
平成2年10月1日から 平成3年9月30日まで	茨城県下館市中館地先の五行川にかかる仙在橋下流端から上流高島橋上流端に至る区域（小貝川支流五行川）	徒手採捕、手釣、竿釣（引掛釣及びこれに類するものを除く。）以外の漁具・漁法
平成2年10月1日から 平成2年12月31日まで	茨城県結城郡千代川村地先鎌庭堰下流500メートルの地点から上流栃木県境までの間の区域（鬼怒川） ただし、茨城県内水面漁業調整規則第31条第1項第7号（禁止区域）および第31条の2（保護水面）に規定する区域を除く。	引掛釣

正 誤

●平成2年4月26日付け茨城県報号外第76号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
8	上から6	その他の寄付 6件 120,000円	その他の寄付 73件 504,000円
8	上から7	その他の収入 3,840,000円	その他の収入 0円

●平成2年9月10日付け茨城県報第173号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	上から10	第42条	第24条



毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 2, 3 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)